

# 路外駐車場の構造及び設備ならびに届出に関するチェックリスト

提出年月日	平成 年 月 日	提出区分	新規・変更
供用開始予定	平成 年 月 日	前回提出年月日(変更の場合)	平成・昭和 年 月 日
駐車場の名称			
駐車場の位置			
駐車場管理者			
住 所			
区域の面積	m <sup>2</sup>	構 造	備 考
駐車のために供する部分の面積・駐車台数	(二輪 ) m <sup>2</sup>	(二輪 ) 台	
建築物である部分の面積・駐車台数	(二輪 ) m <sup>2</sup>	(二輪 ) 台	
建築物でない部分の面積・駐車台数	(二輪 ) m <sup>2</sup>	(二輪 ) 台	
届出の対象となる路外駐車場	1 道路の路面外に設置される駐車のための施設であって、 <b>一般公共の用に供され</b> 、かつ、駐車のために供する部分の <b>面積が500m<sup>2</sup>以上</b> であるもの		駐車場法の技術基準の遵守必要
	2 1に該当するもののうち、都市計画区域内に設置され、 <b>料金を徴収するもの</b>		駐車場法第12条等の届出が必要

根拠法令等	法令の規定による設備の基準	判定	備考
設置届出書 法 12 条	① 設置届出書(鏡の部分) 各2部 ② 地形図(案内図) ③ 平面図 a 路外駐車場の区域 b 路外駐車場の自動車の出口・入口、自動車の車路その他の主要な施設(建築物の内部にあるものを除く。) c 路外駐車場の付近の道路ならびにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分(バス停、横断歩道、交差点等)、橋およびトンネル ④ 建築物である路外駐車場の場合 縮尺1/200以上 a 各階平面図 b 立面図および断面図(各々2面以上) c 詳細図(屈曲部、傾斜部) d 照度計算書(令第13条) e 換気計算書(令第12条) ・ 設計者の氏名・住所・電話番号を位置図(右下すみ)に記載	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	
管理規定届出書 法 13 条1 項	① 管理規定届出書(鏡の部分) 2部 ② 管理規定 2部 ・ 路外駐車場の名称、管理者の氏名および住所 ・ 休業日、供用時間開始・終了の時刻を定めている ・ 駐車料金の額は、確定額をもって定めている ・ 駐車する自動車の滅失・損傷に係る損害賠償条項あり ・ 構造上駐車することのできない自動車 ・ 駐車場の業務に付帯して行う燃料販売等の業務の概要 ③ 定期(月極)駐車契約書(定期契約部分がある場合) 2部	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	
所轄警察署協議	所轄の警察署との協議が完了している。(交差点の側端又はそこから5m以内の道路の部分、トンネル、橋に出入口を設ける場合) (平成 年 月 日 警察署 課 と打合せ済み)	合・否	
出口・入口 施行令 7 条	1 以下に掲げる道路の部分に出入口を設けてはならない。 (1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル (2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分 (3) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分 (4) 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分 (5) 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	



車室の高さ 施行令 9 条	<p>駐車スペースにおけるはり下の高さ 2.1m 以上。 (建築物の場合)</p>  <p>駐車スペース (はり下) 2.1m 以上</p>	合・否	
避難階段 施行令 10 条	<p>直接地上へ通ずる出入口のない階には、建築基準法施行令第 123 条第 1 項もしくは第 2 項に規定する<b>避難階段</b>またはこれに設備を設ける。(建築物の場合)</p>	合・否	
防火区画 施行令 11 条	<p>給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、当該施設と路外駐車場とを<b>耐火構造の壁又は特定防火設備</b>によって区画する。(建築物の場合)</p>	合・否	
換気装置 施行令 12 条	<p>内部の空気を 1 時間 10 回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける。ただし、<b>窓その他開口部</b>の換気に有効な部分の面積がその階の<b>床面積の 10 分の 1 以上</b>であればよい。(建築物の場合)</p>	合・否	
照明装置 施行令 13 条	<p>車路の路面 10 ルックス以上、駐車部分の床面 2 ルックス以上の照度を保つのに必要な照明装置を設ける。(建築物の場合)</p>	合・否	
警報装置 施行令 14 条	<p>自動車の出入および道路交通の安全確保のために<b>必要な警報装置</b>を設ける。(建築物の場合)</p>	合・否	
特殊の装置 施行令 15 条	<p>予想しない<b>特殊な装置</b>をつける場合は、<b>国土交通大臣の認定</b>が必要。 ※この節(第 2 章第 1 節構造及び設備の基準)の規定は、その予想しない<b>特殊の装置</b>を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造または設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。</p>	合・否	
供用時間・駐車 料金の明示 施行令 17 条	<p>利用しようとする者の見やすい場所に<b>供用時間及び駐車料金の額を明示</b>しなければならない。</p>	合・否	
駐車ますの 寸法 道路構造令解説	<p>駐車ますは、奥行 5.0m 以上、幅 2.3m 以上 (標準 2.5m) ※ 特定路外駐車場 (バリアフリー新法第 2 条) の場合は、幅 3.5m 以上 (1 ます以上) ※ 附置義務駐車施設 (駐車場法第 20 条及び第 20 条の 2) の場合は、各自治体の条例で規定した寸法とする。</p>	合・否	

★の数値について

出口に関して：専ら特定自動二輪車に係る部分（駒止等により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る）

車路に関して：自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車に係る部分である。